

平成15事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の平成15事業年度財務諸表及び決算報告書について監査を行った。

通則法第38条第2項に規定する意見は、次のとおりである。

1. 通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、法令及び諸規程に従い、法人の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を適正に表示しているものと認められる。
2. 通則法第38条第2項に規定する決算報告書については、予算の区分に従って決算の状況を適正に表示しているものと認められる。

平成16年6月25日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 山端勝 

監事 渡部紀之 